

<記載内容をご確認、ご承知の上で、台東区との契約行為をしていただくようお願いいたします>

## 台東区公契約条例に関するお知らせ

- 本件は台東区公契約条例で定める「特定公契約」に該当し、区が定めた「労働報酬下限額」以上の賃金支払い等が受注・受託の要件となります。
- 特定公契約の契約書には、通常約款に加えて「特定公契約特約」が加わります。

### 特定公契約に適用される主な事項

#### 【1】台東区が定めた賃金下限額(以下「労働報酬下限額」という)以上の支払い

- 受注者及び受注関係者(下請業者、再委託先等)は、区が定めた労働報酬下限額以上の賃金を、本件に専ら従事する労働者に支払わなければなりません。
- 労働報酬下限額は、毎年度、台東区公契約審議会からの答申を踏まえ、台東区長が定めます。  
令和7年度の労働報酬下限額は以下のとおりです。

工事	令和7年の公共工事設計労務単価(東京都)に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額 (見習い・手元・未熟練工等の労働者は、「未熟練工」の70%)
委託 指定管理協定	<b>1時間当たり 1,323 円</b>

#### 【2】労働環境確認報告書の提出が必要になります

労働者の労働条件に関する事項、賃金の支払状況等について確認するため、契約締結時と履行期間完了前の計2回ほど報告書の提出が必要になります。詳細は裏面を参照してください。

#### 【3】労働者への周知が必要になります

労働報酬下限額の金額、適用対象等について作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付しなければなりません。

### 違反した場合

労働者に支払われた賃金が労働報酬下限額を下回っていた場合など、条例の定め違反していることが分かった場合、区は是正するために必要な措置を講ずることを命じます。

また、報告をしない、報告に虚偽があった、調査に応じない等の場合は、当該契約を解除の上で、違反があった旨を公表します。併せて、区は受注者に対して損害賠償や違約金の支払いを命ずることがあります。

## 報告書の提出手順について

### 【1】報告書の様式

報告書は区公式ホームページからダウンロードしてください。

[https://www.city.taito.lg.jp/jigyosha/keiyaku/koukeiyaku/koukeiyaku\\_jyourei.html](https://www.city.taito.lg.jp/jigyosha/keiyaku/koukeiyaku/koukeiyaku_jyourei.html)

(トップページ>事業者の方へ>入札・契約情報>東京都台東区公契約条例)

報告書は押印不要です。提出は、紙またはデータのいずれでも可です。

### 【2】提出先

報告書は経理課ではなく、**事業を主管する事業担当課に提出してください。**

### 【3】提出時期

単年度契約(履行期間が4月1日以降から翌年3月31日までのもの)

1回目	契約締結後から概ね1か月以内
2回目	業務完了日の概ね1か月前

複数年度契約・協定(履行期間が複数の年度にまたがるもの)

1回目	契約締結後、概ね1か月以内
2回目以降	年度につき1回を基本とし、毎年度4月末を目安に提出
最終回	業務完了日の概ね1か月前

### 【4】その他

- 報告書の提出義務は受注者のみとし、受注関係者(下請業者、再委託先等)の提出は不要です。
- 契約期間中に報告書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の報告書を提出してください。
- 契約件名等は、契約書に記載のものと合わせるようにしてください。

東京都台東区公契約条例、東京都台東区公契約条例施行規則は  
区公式ホームページをご覧ください。

また、契約書に綴じる特定公契約特約、労働環境確認報告書、  
東京都台東区公契約審議会の答申等もご確認の上で契約締結を  
行うようにしてください。

